

令和5年第12回会津若松市
農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年11月21日（火）午後1時30分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 14名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視			6番委員	大島 光信
		8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
				18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 4名

5番委員	荒井 重隆	7番委員	庄司 遼	16番委員	渡邊 直也
17番委員	手代木 久司				

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	入江 俊一郎				

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第12回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は14名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてであります。 署名委員については、例により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員13番) 佐野 和枝 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員10番 室野井 建一委員、農業委番員11番 渡部 一夫委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事について申し上げます。</p> <p>議事については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>始めに、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p> <p>議案第46号の1番から2番について、農業委員13番 佐野 和枝より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするもので、2番の案件につきましては、学校法人に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 なお、学校法人がその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合、農地法第3条第2項各号の不許可要件のうち、効率的利用要件・法人要件・常時従事要件が適用外となるものです。 調査月日は、11月13日午前9時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員4番) 春日部 一視 委員</p>	<p>高野地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第46号の3番について、農業委員4番 春日部 一視より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地所有適格法人に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11月19日午後3時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員18番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より4番について説明願います。</p> <p>議案第46号の4番について、推進委員18番 奈良橋 渉より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11月15日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>館ノ内地区担当委員より5番について説明願います。</p>

<p>(農業委員 15 番) 星 俊典 委員</p>	<p>議案第 46 号の 5 番について、農業委員 15 番 星 俊典より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11 月 15 日午後 2 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 46 号は許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 47 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 10 番) 室野井 建一 委員</p>	<p>議案第 47 号の 1 番について、農業委員 10 番 室野井 建一より、ご報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、車庫及び除雪機等機材置場を整備するものであります。 農地区分については、第 2 種農地の「その他」に該当するため、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、11 月 17 日午前 10 時 20 分から、農地部会より 折笠 部会長、渡部 副部会長、大竹 部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p>
<p>(農地部会長) 折笠 康裕 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり 11 月 17 日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 47 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 47 号は許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 旧市・一箕・東山地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 18 番) 佐々木 隆夫 委員</p>	<p>議案第 48 号の 1 番について、農業委員 18 番 佐々木 隆夫より、ご報告いたします。</p>

<p>会 長</p> <p>(農地部会長) 折笠 康裕 委員</p>	<p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、生活介護施設を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第3種農地の「市街地内農地」に該当するため、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、11月17日午前9時10分から、農地部会より折笠 部会長、渡部 副部会長、大竹 部会委員の3名の他、地区委員1名、事務局1名の計5名で実施したものであります。 本件については、農振法は除外済、都市計画法は手続き中、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p> <p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり11月17日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p> <p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員14番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第48号は許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第49号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。 利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 町北地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>利用権設定の1番から2番について、推進委員14番 佐藤 恒男より、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、1番は農家間での利用権設定で、2番は認定農業者への利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11月14日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員4番) 春日部 一視 委員</p>	<p>高野地区担当委員より3番から4番について説明願います。</p> <p>農業委員4番 春日部 一視より、利用権設定の3番から4番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、3番は認定新規就農者に対する利用権設定で、4番は農家間での利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11月19日午後4時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員3番) 古川 正俊 委員</p>	<p>神指地区担当委員より5番から6番について説明願います。</p> <p>農業委員3番 古川 正俊より、利用権設定の5番から6番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 なお、6番の案件につきましては、11月1日に実施した実情調査において、前耕作者の後継者が継続して耕作する意思を表明したことが判明し、11月13日付けで「利用権設定申出の取り下げ書」が提出されたことから、この案件を起案書から削除いただくとともに、この案件を除いてご議決くださるようお願いいたします。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11月15日午前10時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>

<p>会 長 (推進委員 18 番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 7 番について説明願います。</p> <p>推進委員 18 番 奈良橋 渉より、利用権設定の 7 番について、報告いたします。なお、この案件につきましては館ノ内地内の農地を含んでおりますが、面積が多い荒井より報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 15 日午後 4 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 4 番) 長谷川 幸栄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 8 番から 9 番について説明願います。</p> <p>推進委員 4 番 長谷川 幸栄より、利用権設定の 8 番から 9 番について、報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 15 日午後 4 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 1 番) 梶内 徳仁 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 10 番について説明願います。</p> <p>推進委員 1 番 梶内 徳仁より、利用権設の 10 番について、報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。この案件については農家間での利用権設定です。申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 14 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 10 番) 室野井 建一 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 11 番について説明願います。</p> <p>農業委員 10 番 室野井 建一より、利用権設の 11 番について、報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。この案件については認定農業者に対する利用権設定です。申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、11 月 16 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。只今の神指地区担当委員からの調査報告のとおり、6 番の案件については、申請者から 11 月 13 日付けで「利用権設定申出の取り下げ書」が提出されたことから、6 番を除く 10 件についてお諮りいたします。その他、本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 49 号 農用地利用集積計画の作成については、原案のとおり承認と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 49 号は、6 番を除く 10 件について、原案のとおり承認するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 50 号 非農地の判断について を議題といたします。</p> <p>※農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席 (農業委員 佐々木 隆夫 委員 退席)</p>
<p>会 長 (推進委員 12 番) 本田 武史 委員</p>	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。旧市・一箕・東山地区担当委員より 1 番から 124 番について説明願います。</p> <p>推進委員 12 番 本田 武史より、議案第 50 号の 1 番から 124 番について報告いたします。この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 7 日に当該地について調査を実</p>

<p>会 長 (農業委員 11 番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p> <p>湊地区担当委員より 125 番から 133 番について説明願います。</p> <p>農業委員 11 番 渡部 一夫より、議案第 50 号の 125 番から 133 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 7 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 9 番) 多田 善信 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 134 番から 135 番について説明願います。</p> <p>農業委員 9 番 多田 善信より、議案第 50 号の 134 番から 135 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 7 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 8 番) 二瓶 正貴 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 136 番から 162 番について説明願います。</p> <p>農業委員 8 番 二瓶 正貴より、議案第 50 号の 136 番から 162 番について報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11 月 7 日に当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農地部会長) 折笠 康裕 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p> <p>この案件は、10 月 30 日開催の遊休農地対策部会において協議検討されました再生利用が困難と判定された農地であります。部会からは非農地との判断が適当であるとの意見を受け、11 月 7 日に地区委員とともに現地調査を実施しました。</p> <p>その結果、長年耕作されておらず、山林原野化しているため地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも非農地として判断してまいりました。</p>
<p>会 長 (推進委員 15 番) 渡部 政治 委員 農業委員会事務局</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>推進委員 15 番 渡部 政治です。議案第 50 号の 134 番と 135 番についてお尋ねします。ここは国道沿いの農地ですが、今回の非農地判断により農地としての取扱いから外れると、その土地の管理主体や指導官庁はどこになるのでしょうか。</p> <p>管理責任は土地所有者にあります。農地ではなくなることから農業委員会の管轄からは離れます。土地や建物に係る課題に応じて所管課は危機管理課や環境生活課などと変わってきますが、周囲への影響が生じないよう、今後とも関係機関が連携しながら対応していきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 50 号 非農地の判断については、原案のとおり非農地と判断し、農地台帳から除外することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 50 号は原案のとおり非農地と判断し、農地台帳から除外するものと決せられました。</p> <p>(農業委員 佐々木 隆夫 委員 入室の上、着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 51 号 現況確認証明について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>

<p>(農業委員 11 番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より説明願います。</p> <p>農業委員 11 番渡部一夫より、議案第 51 号 現況確認証明について報告いたします。</p> <p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきまして、遠隔地に在住している申請者は相続により取得しただけであり、前所有者も道路事情が良くない等の理由から昭和 60 年頃には耕作しておらず、以降、山林化しているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、11 月 17 日午前 9 時 50 分から、農地部会より折笠 部会長、渡部 副部会長、大竹 部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農地部会長) 折笠 康裕 委員</p> <p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり 11 月 17 日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p> <p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第 51 号 現況確認証明については、現況確認証明書を交付することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>農業委員会事務局</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 51 号 現況確認証明については、現況確認証明書を交付することといたします。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出については、事務局より報告願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の 1 番から 8 番について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細は、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします</p> <p>(午後 2 時 10 分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和 5 年 11 月 21 日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員 10 番 室野井 建一

農業委員 11 番 渡部 一夫